

Ⅲ 食品衛生対策事業

1 食品衛生対策事業概況

食品の製造加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化に伴い、食品の安全性の確保はますます重要になってきており、科学的知見に基づく計画的、効率的な監視指導業務の推進が求められている。

食品による危害を未然に防止するため、年度ごとに「広島県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係営業施設の監視指導の充実強化に努めたほか、県内を流通する食品の安全を確保するため、食品中の細菌、添加物、残留農薬等の検査を行い、不良、違反食品の排除に努めた。また、食中毒が発生した場合、大規模食中毒となるおそれの高い仕出し・弁当業、旅館及び集団給食施設を対象に、重点的な監視指導や衛生講習会を実施し、食中毒発生の未然防止に努めるとともに、県民に対し普及啓発を図るため、積極的な広報を実施した。

一方、平成13年9月に、我が国初めての牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生が確認されて以降、食品の偽装表示、輸入農産物における残留農薬、中国産冷凍食品による健康被害の問題など様々な事件が発生し、消費者の食品に対する信頼感を揺るがせており、「食品の安全・安心」を確保するための総合的な対策の必要性がこれまで以上に高まったことから、「広島県食品の安全に関する基本方針」（平成15年3月策定）に基づき具体的な取組及び推進目標を取りまとめた第4期「食品の安全に関する推進プラン」（平成24年3月策定）により、生産者、事業者、消費者及び行政が一体となった総合的な食品の安全確保対策の推進に努めてきた。

平成27年3月、輸入食品や偽装表示に対する消費者の不安意識が依然として解消されていない状況を踏まえ、食品の「安全」を「安心」に繋げ、消費者との情報の共有化や相互理解の促進を図るために、「基本方針」と「推進プラン」を一体とした「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を策定し、食品の安全確保対策の推進に努めた。

令和3年3月、平成27年に策定した推進プランの「あるべき姿」を引き継ぎ、新たな推進プランを策定した。新プランでは、施策領域を「安全な食品の提供」と「安心感の醸成」に区分し、「衛生管理」、「危機管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の取組の柱を設定しており、前プランと同様に取組の柱ごとに具体的な数値目標を掲げている。

食品の安全確保は、行政による食品関係営業施設への監視指導とともに、食品等事業者による自主的な衛生管理が不可欠なものであることから、食品等事業者の衛生管理の取組を積極的に評価する仕組みである「広島県食品自主衛生管理認証制度」（平成16年8月創設）の普及・支援に努め、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図った。

また、食品表示に対する県民の信頼確保と適正表示推進のため、表示対策チームによる立入検査や広域流通食品製造施設重点監視や適正表示推進者の育成など、監視指導の強化と食品等事業者の自主管理の推進を図った。

次頁以降の表中、「政令市」と表示したものは、保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）を示す。